

長野県L P ガス価格高騰対策事業支援金
(第2弾) 申請の手引き

令和6年10月

(一社) 長野県L P ガス協会

1 はじめに

「長野県LPガス価格高騰対策事業」（第2弾）（以下「本事業」という。）は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、長野県内のLPガス一般消費者等に対して、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通じた利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

本事業は、（一社）長野県LPガス協会（以下「協会」という。）が、LPガス事業者を通じて一般消費者等のLPガス利用料金の値引きを行う事業に対して、その値引き原資等を長野県からの補助を受けて実施するものです。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。本事業に参加する事業者は、長野県LPガス価格高騰対策事業支援金（第2弾）交付要領（以下「要領」という。）および「申請の手引き」を熟読するとともに、以下の点について十分認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- (1) 本事業は、LPガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県又は協会から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、支援金を交付することができない場合があります。
- (4) 本事業に参加するための手続き（以下「交付申請」という。）を完了（以下「交付決定」という。）する前に値引きを実施した場合、支援金の交付対象となりません。また、本事業への交付決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、支援金を交付することができません。
- (5) 本事業の財源は国費であることから、支援金の関係書類は事業終了後5年間（令和11年度末まで）保管しなければなりません。また、県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、支援金の交付を行わないとともに、支払い済みの支援金のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。
- (7) 要領に記載のない細部については、県又は協会からの指示に従うものとします。

2 本事業の概要

(1) 目的

物価高騰等に直面する長野県内LPガス利用者の負担軽減を図るため、LPガス事業者を通じて一般消費者等のLPガス利用料金の値引きを実施するものです。

(2) 概要

長野県内でLPガスを使用する一般消費者等を対象に、長野県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メートル）当たりのLPガス料金（基本料金と従量料金の合計）から値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び実施経費を支援金として交付します。

(3) 値引きの対象者（支援対象者）

長野県内でLPガスを使用している者のうち、(5)の条件を満たしかつ以下のいずれかの消費者を対象とします。

- ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に規定する一般消費者等
- ② コミュニティガス（旧簡易ガス）を使用する者
- ③ 国、地方公共団体、公営企業が管理・運営する施設のうち、直接住民の用に供する施設（公営住宅、施設の利用者が直接LPガスの料金を負担する施設及び職員が住居の用に

供する施設、学校、公民館、体育施設、文化施設、公園、美術館、図書館、博物館、幼稚園、福祉施設等)

(4) 値引きの対象外とする施設（消費者）

- ① 高圧ガス保安法上の工業的な用途でL P ガスを利用している者
- ② 液化石油ガス法の質量販売により供給を受け利用している者
- ③ 国、地方公共団体、公営企業が管理・運営する施設のうち職員が執務をする庁舎（国合同庁舎、県庁舎、県現地事務所、市町村役場、支所等）

※2：上記に掲げるもの以外で、対象の可否の判断に迷う場合については、本事業の趣旨に照らし合わせ個々に判断します。

(5) 値引きの対象者となるための条件

以下の条件をすべて満たすL P ガス消費者

- ・ 令和5年10月1日から令和6年5月31日の間に長野県内でL P ガス利用をした者（利用期間は問わない）であり、かつ期間中の利用料金（請求額）の合計が1,200円以上（消費税相当額は含まない）であること。

(6) 値引きの実施

[値引き額]

上記（3）の条件を満たす者について、1契約（1メーター）につき、上限1,200円（税抜）を検針時に割り引く。

[対象期間]

令和6年11月検針分、12月検針分

[値引き方法]

値引きの方法は、原則として、上記2回（月）の検針（請求額）の中から、上限1,200円（税抜き）の値引きを1回としますが、11月、12月の2回で値引きも可とします。

[値引きの対象外となる場合]

- ・ 現に売上げ（請求）がない＝閉栓の場合
- ・ 交付決定後、転居、ガス事業者の切替え等 値引きを予定していた検針日の前に解約した場合
- ・ 新たに入居した方で、前の住居で補助金の交付を受けている場合

(7) 周知

① 事前の周知

周知方法については、チラシの配付、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、ガス事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。

② 値引き額の周知

値引きをおこなう場合には、検針票、請求書、Web 請求書、領収書 等の通信欄や余白に値引きを実施したことがわかる明示をしてください。手書きの検針票、あるいはシステム上、値引き額が表示できない場合は、長野県L P ガス価格高騰対策事業による値引きであること、お客様にいつ、いくら値引きを実施したかがわかる付表を添付してください。

《値引きの明示例（1, 200円（税抜）値引き：11月分）》

※切り分けて検針票等に添付

<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 11月分のLPガス料金から1,200円（税抜）を 値引きしています。</p> <p>2024年11月 日 <u>（事業者名）</u></p>	<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 月分のLPガス料金から 円（税抜） を値引きしています。</p> <p>2024年 月 日 <u>（事業者名）</u></p>
<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 11月分のLPガス料金から1,200円（税抜）を 値引きしています。</p> <p>2024年11月 日 <u>（事業者名）</u></p>	<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 月分のLPガス料金から 円（税抜） を値引きしています。</p> <p>2024年 月 日 <u>（事業者名）</u></p>
<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 11月分のLPガス料金から1,200円（税抜）を 値引きしています。</p> <p>2024年11月 日 <u>（事業者名）</u></p>	<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 月分のLPガス料金から 円（税抜） を値引きしています。</p> <p>2024年 月 日 <u>（事業者名）</u></p>
<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 11月分のLPガス料金から1,200円（税抜）を 値引きしています。</p> <p>2024年年11月 日 <u>（事業者名）</u></p>	<p>長野県LPガス価格高騰対策事業により 月分のLPガス料金から 円（税抜） を値引きしています。</p> <p>2024年 月 日 <u>（事業者名）</u></p>

(8) LPガス販売事業者の要件

本事業に参加するLPガス事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項に同意する必要があります。

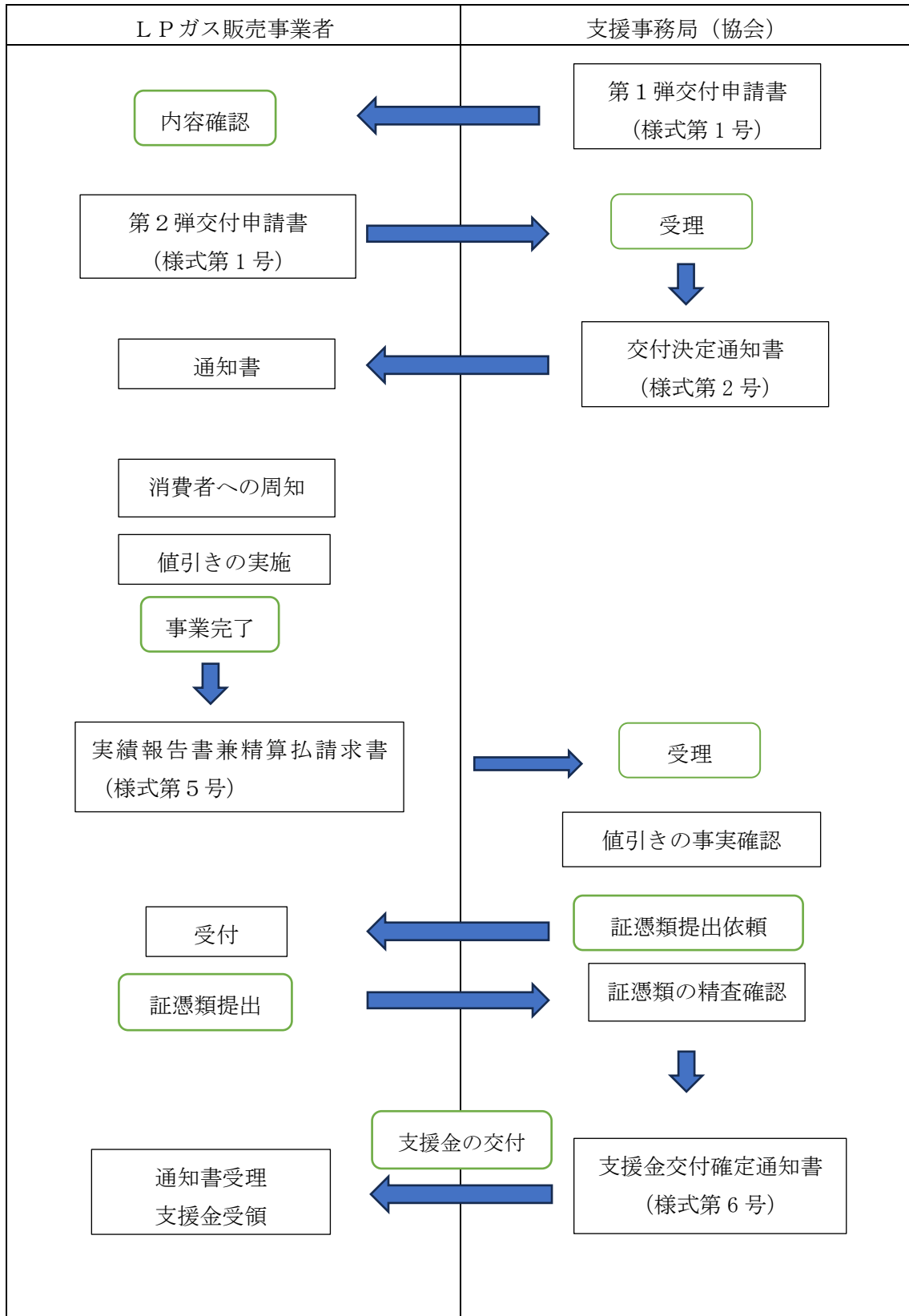
- ① 液石法に基づく販売登録の資格を持つ者のうち、長野県内の一般消費者等にLPガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）
- ② 値引きを実施した一般消費者等に対して、値引きの事実を明示することができる者
- ③ 令和6年11月、12月の検針分より値引きが実施できる者
- ④ 協会または支援事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座をもち、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算をおこなうことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等 反社会的勢力該当しないこと。

(9) LPガス販売事業者への事務手数料

本事業に参加するLPガス事業者に対して、以下の費用を事務手数料として交付します。

- ・1販売店あたり値引きした一般消費者等の数×100円（ただし上限は20万円とする）
- ・複数販売店をもつ販売事業者においては、1販売事業者あたり上限を100万円とする

(10) フローチャート



3 交付申請手続き

(1) 交付申請書

支援金による値引きを実施するためには、事前に交付申請を行なう必要があります。ただし、第1弾の交付申請書(写)の内容確認、並びに長野県LPガス価格高騰対策事業補助金(第2弾)交付申請書の提出により交付申請とします。

① 申請受付期間(第1弾の内容確認等)

令和6年10月21日(月)～11月30日(土)

*受付期間内での内容確認が困難な事業者の方は、協会まで事前にご連絡ください。

② 確認書類

- ・第1弾の交付申請書(写)

③ 提出書類

- ・長野県LPガス価格高騰対策事業補助金(第2弾)交付申請書

④ 留意事項

- ・申請・受取については、基本的にはメールの受発信により内容確認をさせていただきます。メール環境がない事業者については、郵送により内容確認と返信をお願いいたします。
- ・第1弾に参加されていない事業者については、協会へ連絡をお願いいたします。
- ・交付申請は、原則、販売事業者＝本社等一括で行なってください。

(2) 交付決定通知書

・交付申請書が要領等の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、交付決定通知書によりお知らせいたします。

・値引きは、交付申請後、様式第2号「交付決定通知書」を受けてから行なってください。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

4 交付決定後の手続き

(1) 変更等承認申請書

提出が必要な場合は以下の通り

- ・消費者数の増加により、値引き実績が交付決定額を上回るおそれがあるとき
- ・交付申請内容を変更、中止、廃止しようとするとき
- ・事業の全部または一部を他に承継させようとするとき
- ・破産手続き、民事再生手続き、法的整理を行おうとするとき

(2) 実績報告書兼精算払請求書

- ① 提出期限 事業完了日から起算して30日以内又は令和7年1月17日のいずれか早い日
- ② 実績報告書兼精算払請求書の提出
 - ・様式第5号に以下の書類を添付し提出する。
 - ・様式第5号付表(値引きを行なった支援対象の一覧)

③ 提出方法

様式第5号及びその付表に必要な事項を入力してメールで申請するか、申請書様式を用いて郵送により提出する。なお、様式第5号付表については、販売店（営業所）単位で作成する。

(3) 値引きの事実確認書類の提出

- ① 提出いただいた実績報告書の確認後、支援事務局で無作為に抽出した消費者について、値引きの事実を5件確認させていただきます。場合によっては、要領第17条に基づき実地検査をすることがあります。
- ② 値引き確認書類として認められるもの
検針票控え、領収書控え、請求書控え 等
Web 明細等のスクリーンショット等

(4) 支援金確定通知書の送付と支援金の支払

実績報告書兼精算払請求書が交付要領や本手引きの要件を満たしているか審査し、報告内容が適当と認められる場合は、メールまたは郵送により支援金交付確定通知書（様式第6号）を送付のうえ、支援金を指定口座に振り込みます。

5 支援金の交付条件

- (1) 事業者は支援対象事業費の経費について、帳簿およびすべての証憑類を備え、他の経費と明確に区分して、常にその収支上を明らかにする必要がある。
- (2) 県および協会は、必要に応じて事業者から報告を求めることができる。また、その報告に対して調査することもできる。
- (3) 事務局は事業者が、要領の規定に違反した場合および不正な申請を行なった場合は、支援金の交付決定の全部または一部を取り消しすることができる。
- (4) 事業者は、前3項により補助金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければならない。
- (5) 事業者は、支援対象事業に関する帳簿および証憑類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。